



平成27年5月14日

各位

会社名 三ツ星ベルト株式会社
代表者名 代表取締役社長 垣内 一
(コード番号 5192 東証第一部)
問合せ先 執行役員財務部長 増田 健吉
(TEL. 078 - 685 - 5630)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月14日開催の取締役会において、平成27年6月26日に開催予定の当社第100回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

非業務執行取締役となる社外取締役及び社外監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、また、今後も引き続き適切な人材を確保できるようにするため、取締役及び監査役と責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するとともに、条数の繰り下げを行うものであります。

なお、定款第31条（取締役との責任限定契約）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
(新 設)	<u>(取締役との責任限定契約)</u>
第31条～第37条 (条文省略)	<u>第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u>
(新 設)	第32条～第38条 (現行どおり)
	<u>(監査役との責任限定契約)</u>
第38条～第41条 (条文省略)	<u>第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u>
	第40条～第43条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成27年6月26日(金曜日)

定款変更の効力発生日

平成27年6月26日(金曜日)

以上